平成２２年（フ）第１６号
宮崎県都城市一万城町49号５番地２、前住所
宮崎県都城市安久町5825番地２
債務者　椎葉　榮吉
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１７号
宮崎県都城市一万城町49号５番地２、前住所
宮崎県都城市安久町5825番地２
債務者　椎葉　孝子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第８２４号
鹿児島県鹿児島市松陽台町28番地　県営松陽台団地５棟201号
債務者　木佐貫大輔
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８８４号
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町20番１号　幸成マンション101号
債務者　秋山　　傳
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８８５号
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町20番１号　幸成マンション101号
債務者　秋山　信子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２０号
鹿児島県鹿児島市郡山町2301番地５　県営郡山団地20号
債務者　河野正一郎
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３９号
鹿児島県いちき串木野市上名3250番地
債務者　福寿　新子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５３号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目18番５号
債務者　井田　幸伸
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５５号
鹿児島県鹿児島市山下町２番２号
債務者　笠毛　君彦
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７４号
鹿児島県鹿児島市千日町２番12号　扇屋ビル402号
債務者　井ノ上三世子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１０号
長野県千曲市大字戸倉1545番地１
債務者　柳澤　玲子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２０８０号
京都市中京区西ノ京東中合町55番地１　ハイツウエストロード501号
債務者　蛯原　雅行
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１２９号
京都府宇治市小倉町西浦29番地の８
債務者　木森　博子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３５７号
京都府宇治市小倉町西山40番地の１
債務者　福田　章子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３６２号
京都市伏見区下鳥羽北円面田町121番地
債務者　中村組こと　中村　秀孝
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４１２号
京都府八幡市八幡福禄谷187番地の７
債務者　山本　作子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４３９号
京都府向日市物集女町五ノ坪７番地の６　ハイツタナカ101号
債務者　新垣　邦洋
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４４０号
京都府向日市物集女町五ノ坪７番地の６　ハイツタナカ101号
債務者　新垣　悦子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係